第3回和解交渉終わる

〝協定〟が当面の焦点

CO損害賠償請求訴訟

昭和三十八年十一月九日の三川鉱大災害から二十二年余。損害賠償請求の提案から十二年余。公判が最終盤を迎えた中で裁判所からの和解への打診と、原告、被告側の和解交渉の応諾によって、十一月七日の六十回公判は今後の和解交渉をすすめるための第一回の協議に切り替えられました。

第二回の和解交渉は十二月十六日に開かれ、裁判所側の「CO遺族協定」への理解を含めて、「CO遺族協定」の内容を明らかにすることになり、第三回和解交渉の席で会社側が資料を提出して説明することになりました。

第三回和解交渉は一月十六日午後三時から福岡地裁で開かれ、昭和四十三年のいわゆる「抜本協定」と、それ以降の現状について会社側が説明して終わりました。

和解交渉の当面の焦点は「協定」の取り扱いであり、次回交渉（三月五日）では「協定」についての考え方を原告、被告双方が明らかにすることになります。

原告団では、すでに「協定」内容の確認と今後の態度決定のための討議に入っており、さらに執行部と弁護団を含めて論議をすすめることにしています。

責任追及、裁判勝利へ
二周年抗議集会開く
有明鉱災害原告らが決意

死者八十三人と重軽傷者十六人を出した有明鉱の坑内火災から二年目の一月十八日を前にした十四日、損害賠償請求訴訟を起こしている有明鉱大災害原告団（樺島敏治団長、六遺族十七人と弁護団、支援団体が主催する「有明鉱大災害二周年抗議集会」が午後六時三十分から労働福祉会館で開かれました。

集会では〝三井の災害責任追及、重大災害根絶、裁判闘争勝利〟の三つのスローガンが掲げられ、あいさつのあと、弁護団から福岡地裁で七回にわたって開かれた口頭弁論の経過とあわせ、裁判闘争が有利にすすめられていることが報告されました。

集会ではさらに、樺島団長が決意を表明、「アピール」が採択されました。

なお、この集会に三池労組は連帯の檄電をおくりました。

有明災害三周忌で慰霊祭
三池労組、市内ビラ配布

有明鉱大災害から二年、三周忌を迎えた一月十八日午前十時から会社の主催で、有明鉱を見おろす甘木山の高台に建立された慰霊碑のある広場で、慰霊祭が催されました。

この慰霊祭には三池労組からも代表が参加しましたが、提訴している遺族は招かれず、独自に有明鉱の坑口附近で献花しました。

なお、三池労組はこの日にむけて前日から、責任追及、保安確保、災害絶滅を訴えるビラを市内各所で配布しました。

三池炭鉱の暮らし

第二回

棟割り長屋

武松輝男

三池炭鉱に限らないが、炭鉱社宅について語るときに、どうしても避けて通れない筋道というものがあるように思えてならない。

その筋道というのはなにか、というと、かって小屋あるいは納屋や長屋と言っていた住まいと、当時でも社宅と言っていた職制たちの住居と、いま炭鉱労働者が寝起きしている社宅とを、区分けして考えるということではないと思っている。

そのうちのひとつが、家の広さである。

大正十三年の三池炭鉱各坑鉱夫社宅入居調べというものと、九州経済調査協会の「旧炭鉱住宅の実態と産炭地域の生活環境整備に関する調査研究」の昭和三年、戦前の鉱夫社宅の概要、三池炭鉱欄をみてみると、一戸平均の坪数は五坪から五・五坪となっている。

五坪といえば、畳十枚分の広さで、その中には土間も含まれているから、畳間の広さはせいぜい六畳ぐらいのものであろう。その広さで親子が生活していたのだから感情の高まるときなど、愛憎がもろに交錯したことであろう。

前掲の資料によると、一人当たりの畳数は一・八畳となっている。しかしこの数字は土間まで畳数に換算したもので、別欄にある一戸当たり平均居住人員が、四、五人であることで、うなずける。

この住いでも、最初は押し入れはなかった。生活するのには道具がいる。箪笥はなくとも行季はいるだろうし、親子の普段着や外出着もいるだろう。それらの衣物掛けもなくてはなるまいし、それにフトンなしには生活できないだろうし、などと思っていくと、どうやって寝起きしていたのか不思議でならない。

二番方や三番方で昇坑したあとの食事にしても、子供達が寝ている片隅で、小さな卓袱台（ちゃぶだい）ですましていたのではあるまいか。しかも、その卓◇台を片付けないと、疲れた体を横たえることもできなかったのであろう。

押し入れが造られたのは、大正初年ぐらいからである。カマドや流し台が備えられたのは、およそ八年あとからで、それまでは、土間には何もなかった。一丁玉（いまの宮原造成地）納屋では、井戸水が竹の樋で共同洗い場まで送られて、そこで洗い物をしていた。煮炊きは七厘（いまでいう七輪）であった。

押し入れは、両方の住まいの境目に半間の深さで、長さを二つに区切ってあって交互になっていて、両方から半分ずつ使えるようになっていた。

この押し入れが造られるようになってから棟割り長屋の戸数も減りはじめていくのである。

三池炭鉱 納屋・長屋・社宅 変遷

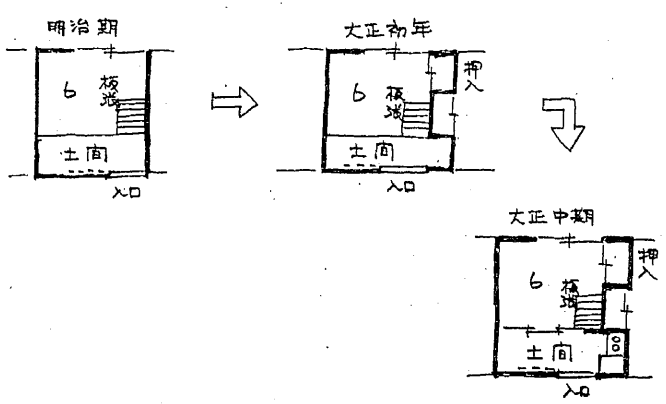

それまで、つまり押し入れが造られる前の棟割り長屋といわれた炭鉱納屋の戸数を、前掲の資料でみると、最も多いのは三坑（七浦坑）納屋の十八戸建てである。

押し入れが造られると十五戸建てになった、一丁玉、勝立。十四戸建てが万田、三坑。十三戸建てが大浦、と変えられている。

一番多いのが十戸建てで、万田納屋には二十三棟あったと記録されている。

しかし、この戸数が改造によって減らされたにしても、ほんのわずかであって、当時の一番下級の職制社宅（十五坪）に比べてもその狭さは異常というほかはない。

この職制社宅と納屋の家の広さの違いは、そのまま、当時の炭坑夫のおかれていた無権利な状態をあらわしているようで、哀れである。

（カットも筆者）

新刊紹介

平和のための大牟田戦争展の記録

戦争展実行委員会・編

昨年七月に、松屋三階別館で開かれた『平和のための大牟田戦争展』の全記録。

この戦争展は、「大牟田の空襲を語り継ぐこと、現代核戦争の危機を訴えること、戦中戦後の市民の生活、教育と子供など…」をテーマとして取り組まれたもので、市民から提供された資料など写真入り百四十頁。頒価七百円。編集部にあります。

さらされ、のべ五千人近い人々が入場して、画期的な成功を収めましたが、その成果を記録として残すために編まれました。

発刊に当たって、メッセージ、アンケート分析、感想ノート、委員の感想、市民からの手紙、資料を中心に二百数十点が展示

「CO患者・遺族を守る会」への加入のお訴え

三池大災害は、三池闘争が終結したあと、自民党政府の石炭ぶっつぶしの石炭政策強行のなかで、三井鉱山が組合無視、保安サボ、生産第一主義による徹底した合理化を進めた結果起こった、まさに犯罪的労働災害でした。

この大災害によって、一家の主柱を奪われた遺族と一酸化中毒症を烙印されたCO患者とその家族の苦難ははかり知れないものであり、それは現在も続いています。

災害を起こした三井鉱山は、責任さえも認めようとせず、補償についてもやむなく結んだ協定を三年毎に改訂してきましたが、きわめて不十分なものであり、CO特別立法も救済には程遠いものでした。

こうした事態のなかで、損害賠償請求の裁判を起こし「責任追及」「生活補償」「完全治療」などの要求とともに、ふたたび災害を起こさないこと、現行労災法を抜本的に改正することをめざしてたたかってきました。

このたたかいを支える運動として、昭和四十三年秋から「CO患者・遺族を守る会」を結成しこんにちにおよんでいますが、生命を守るたたかいと全国の労災・職業病・公害のたたかいとの連帯・発展はとくに重要な課題となっています。

裁判提訴から十二年余。公判も最終盤という段階で、裁判所からの和解提起がおこなわれ、原告団と三池労組は苦脳の中で民主的な討論を経て、和解交渉に応じることになりました。

被告会社側は、社内の意見がまとまらないことや、分裂原告団の存在を理由に回答を引き延ばしていましたが、ようやく和解交渉を応諾しました。

和解交渉が開始されても、さまざまな困難が予想され、長期になることを考えれば、裁判闘争の延長として原則的に、しかも全体的な立場から確実に勝利するために、いっそう団結を固めたたかいをすすめなければなりません。

このような主旨をご理解いただき、「CO患者・遺族を守る会」へ加入していただき、ご支援をお訴えいたします。

「CO患者、遺族を守る会」は

会費　一カ月分＝三百円、半年分＝千八百円
　　一年分＝三千六百円

で、会員には三池労組機関紙『みいけ』を月二回配布いたします。

ご送金は、振替口座番号、労働金庫大牟田支店「〇九六八九四六―〇〇五、または為替、現金封筒などでお願いします。

CO患者・遺族を守る会
三池炭鉱労働組合